

2024.04.26

# 相続時精算課税贈与の 選択に必要な届出書

Q

## お客様からのご質問

私は中小企業の経営者の息子です。

コマツセミナーで、令和6年1月1日より「相続時精算課税」という贈与の制度が利用しやすくなったと聞きました。会社の顧問税理士も同じ意見でしたので、今年から父より私への「相続時精算課税贈与」を検討しております。何から始めたらよいですか？

A

## キド先生からの回答

昨年のコマツセミナーでお話しした通り、令和5年の税制改正で、令和6年1月1日以降の「相続時精算課税贈与」が大きく改正され、事業承継に活用しやすくなりました。

相続時精算課税を選択しようとする受贈者（息子様）がまず行うことは、次の点です。

- 1 選択しようとする贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して、「相続時精算課税選択届出書」を提出してください。
- 2 届出書の様式はインターネットで入手することができます
- 3 この届出書には、「戸籍謄本」等の添付が必要です。

## キド先生からのコメント

この制度は「60歳以上の父母または祖父母」から「18歳以上の子又は孫」への贈与が要件です。そのことを証明するために戸籍謄本等の添付が必要なのです。詳しい制度の内容については、顧問税理士にお聞きください。またコマツセミナーでもご紹介いたします。

